

平成24年度決算 財政指標を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度、実質的な赤字や将来負担等に係る指標（健全化判断比率）と公営企業ごとの資金不足率（資金不足比率）を議会に報告し、公表することとされています。

これら4指標のうちいずれかが早期健全化基準を超えることになれば、財政再生団体の予備軍として財政健全化計画の策定が義務付けされます。周防大島町では、平成24年度決算において各指標で早期健全化基準を下回り年々改善の状況にあります。しかし、高い水準での推移であり、今後も引き続き財政の健全化に向けて一層の努力をまいります。

○実質公債費比率

町の収入に対する借金返済の割合で、資金繰りの程度を表す指標です。毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを含めた実質的な返済相当額が標準財政規模（※1）に占める割合をいいます。過去3年間の平均値で示します。町の全会計と一部事務組合等が対象となります。

○将来負担比率

町が将来支払う可能性のある負債等の比率で、一般会計等が将来負担すべき債務が、標準財政規模（※1）の何倍あるかを示しています。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。町の全会計と一部事務組合等が対象となります。

○連結実質赤字比率

町の全会計（一般会計+特別会計）の赤字が標準財政規模に占める割合です。

（※1）標準財政規模

標準的に通常収入が見込まれる一般財源（地方税、譲与税、普通交付税など）の規模

○実質赤字比率

普通会計（一般会計）の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。

健全化判断比率		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
周防大島町の指標	H 24	赤字なし	赤字なし	14.4%	104.8%
	H 23	赤字なし	赤字なし	15.4%	118.2%
早期健全化基準		13.36%	18.36%	25.0%	350.0%
↑この割合を超えると注意！（財政健全化計画を策定）					
財政再生基準		20.0%	30.0%	35.0%	—
↑この割合を超えると危険！！（国の管理下で再建）					

○資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合）

各公営企業会計については資金不足がないため、資金不足比率は該当ありませんでした。

◆柳井地域広域水道企業団の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業会計の資金不足比率を次のとおり公表します。

比率名	平成24年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0%

※資金不足がないため、「—」を記載しています。